

特定日予約金規約

当館では、特定日の宿泊予約に関しまして、以下の通りに定めております。予めご了承下さいませようお願い致します。

- 1、特定日の予約に関して**

特定日（お正月 12月28日～1月3日、ゴールデンウィーク 5月3日～5月5日、お盆 8月10日～8月15日、花火大会 7月下旬）に宿泊予約される場合に関しては、宿泊予約金を頂戴しております。
特定日の宿泊予約受付に関しては、予約日半年前からの受付開始となっております。
※慶野松原花火大会に関しては、下記に記載しております。
- 2、予約金の支払い**

特定日の宿泊予約申し込みの場合、予約受付日の翌日に当館から請求書を郵送させていただきます。
請求書発送日から起算して7日以内に、申し込み金 大人1人 10,000円のお振込みをお願い致します。なお、振込み手数料はお客様負担をお願い致します。
宿泊予約金は、連続した宿泊をお申し込みされた場合でも、1泊につき大人1人 10,000円申し受けます。
- 3、予約金について**

申し受けた予約金につきましては、宿泊当日の最終精算時に前受金として、予約金を差し引いた分を精算させていただきます。
なお、予約変更取り消しの場合、予約金規約に基づきお取扱いさせていただきます。
- 4、宿泊契約の成立**

宿泊契約は、当館が前条の申し込み金のお支払い確認をもって、成立するものとします。
宿泊予約金を定める期日までにお支払いいただけない場合は、予約受付を無効とさせていただきます。
- 5、変更に関して**

宿泊予約金のお支払後、お客様のご都合により宿泊日を変更する場合、下記記載の宿泊取消料がかからない期間の場合、予約金を返金させていただきます。
宿泊予約金のお支払前のキャンセル・変更につきましても、その旨ご連絡いただきますようお願い致します。
なお、宿泊予約部屋数減少の場合もキャンセル対象となります。
- 6、ご利用人数の決定**

宿泊ご利用人数の決定は、宿泊当日の3日前までをお願い致します。
- 7、花火大会の予約に関して**

慶野松原花火大会当日にご宿泊されるお客様に関しては、1年前から仮予約をお申込みいただき、市が発表する花火大会開催日（事前発表日/約二カ月前）に合わせてホテルにて原生なる抽選を行い、宿泊者当選を決定いたします。
宿泊当選されたお客様には、当ホテルから電話連絡させていただきます。
後の手順については前条の予約金規約と同様となります。
- 8、宿泊取消料**

宿泊予約完了後、お客様のご都合による取消が発生する場合は、次の通り宿泊予約金より取消料をお支払いいただきます。
宿泊予約金は、下記の通り返金又は徴収をさせていただきます。

【特定日】
2週間前～1週間未満…予約金のみ
1週間前～前日迄…基本宿泊料の50%
当日…100%
- 5、損害賠償**

当ホテルの施設・什器備品等に破損等が生じた場合は、お客様に、すみやかに修理していただく損害賠償金をご負担いただきます。
- 6、禁止事項**

当ホテル（当ホテルの敷地を含みます）において、次の行為はご遠慮ください。
（1）盲導犬以外の犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
（2）発火または引火性の物品など危険物の持ち込み。
（3）悪臭を発生するもの持ち込み。
（4）大音響を発生するもの持ち込み。
（5）法令または公序良俗に反する行為および他のお客様のご迷惑になる言動。
（6）備品などの移動、破損、汚損。
（7）使用目的以外の利用
（8）その他、法令で禁じられている行為。
- 7、宿泊契約締結の拒否**

お客様が、前項または、次の行為に違反する場合、あるおそれがある場合は、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
（1）宿泊のお申し込みが、この約款によらないとき。
（2）満室（員）により客室の余裕がないとき。
（3）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
（4）宿泊しようとする者に次の事由に該当するものがあるとき。
①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
③暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
（5）宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
（6）宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（7）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
（8）宿泊しようとする者が、泥酔等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 8、宿泊客の契約解除権**

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
（1）当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、取消料を申し受けます。
（当ホテルが申し込み金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊予約を取り消したときを除きます）
（2）当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても当ホテルに到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。
- 9、当ホテルの契約解除権**

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
（1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行行為をしたと認められるとき。
（2）宿泊約款及びこれに関連する契約の申込みをなさる方又は当ホテルを利用される方に次の事由に該当するものがあるとき。
①暴力団等
②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
③暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
（3）宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
（4）宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（5）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
（6）宿泊しようとする者が、泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（7）決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供をうけていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
- 10、施設内における事故・盗難**

当ホテル内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当ホテルは一切責任を負いませんので充分にご注意くださいませ。
- 11、免責**

天災、原発事故、戦争、テロ、内乱、暴動、裁判所又は行政による命令・指導、ストライキ、交通の閉鎖、その他不可抗力により、当ホテルが契約上の義務を履行できない、又は履行期限を遵守できない場合、当ホテルの責任を免れるものとします。
不可抗力事由が生じた場合、当ホテルはお客様に書面で通知を行うことにより、契約を解約することが出来るものとします。